

令和3年度 倉吉スターロイヤル 事業計画

事業所名	倉吉スターロイヤル
施設長	森貞 福恵
実施事業	介護老人福祉施設 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
開設年月日	平成10年8月1日
所在地	鳥取県倉吉市福守町433
正規職員数	28名
準職員数	9名
契約職員数	37名
介護老人福祉施設 定員	59名
短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護) 定員	40名
職員配置	施設長 1名・業務主任(生活相談員) 1名・介護支援専門員 3名 介護主任2名・介護フロア責任者3名・介護フロア副責任者3名 介護職員 36名・介助員 4名・清掃職員 2名・作業療法士1名 看護職員 8名・管理栄養士 1名・栄養士1名・調理員6名 事務員 2名 計74名

1 基本方針

わたしたちは地域に愛され、ご家族様との信頼関係を築き、利用者の皆様の人権を尊重し、まごころに満ちた『安心 安全 快適』な生活が送れる施設づくりを目指します。

社会福祉の基本理念に立脚した良質かつ適切な福祉サービスの提供を実現し、地域社会に『信頼』される施設づくりを目指します。

2 運営

(1) 重点実施事項

『思いやり』と『感謝(おかげさま)の心』を持って、ご利用者様・ご家族様及び職員が幸せを感じることでできる施設づくりを目指します。

- ① ご利用者様のQOL向上
- ② 接遇マナー向上
- ③ 職員のチームワーク向上

(2) 運営・管理について

- ① 関係法令を遵守し、適正な施設運営に努めます。
- ② 施設サービスの質についての満足度調査や自己評価を実施し、改善策・改善計画の検討を行い、サービスの質の向上を目指します。

- ③ 職員が明るく生き活きとし、組織人としての連帯感を強め、働きがいのある職場環境の整備に努めます。(有給休暇消化率の向上、面談による意向調査、ハラスメント対策等)
- ④ 業務改善を推し進めることにより、効率的かつより質の高いサービス提供体制の確立を図るとともに、働きやすい職場作りを目指します。
- ⑤ 施設の安定経営と適切なサービス提供確保のための経費節減及び利用率の確保に努めます。
- ⑥ 個人情報保護を徹底し、プライバシーに配慮した環境を構築します。

(3) 介護業務について

- ① ご利用者様一人ひとりの自立を支援し、尊厳を守り、利用者本位の適切な介護サービスの提供に努めます。
- ② ご利用者様一人ひとりの施設サービス計画に沿い、『その人らしい生活』の支援に努めます。
- ③ 適切な介護の技術・知識と高い倫理性を以って以下の業務を遂行します。食事・排泄・入浴・移動・口腔ケア・認知症ケア・褥瘡ケア・看取りケア・身体拘束廃止・虐待防止・リスクマネジメント
- ④ 四季折々の活動を通し、五感を通して季節を感じられる行事を実施します。
- ⑤ ご利用者様の意向及び趣味を考慮しつつ、生活に張り合いと生きがいを見出すため、日々のレクリエーション及び定期的にクラブ活動を実施します。
- ⑥ 離床の時間を増やし、会話やふれあいの機会を数多くし、孤立感の解消と感性の活性化を図ります。

(4) 看護業務について

- ① 看護職員一人ひとりが医療における安全の必要性、重要性を認識し、安全管理の確立を図り、安全な医療を遂行します。
- ② ご利用者様一人ひとりの健康状態を把握し、個々の健康を管理し、各専門職の協力を得ながら疾病の早期発見、早期対応に努めます。また、身体状況の悪化がみられる際は、速やかに医師へ報告し、必要時は医療機関へ受診対応を行います。
- ③ 職員の感染症予防に対する知識向上を図るために、感染症対策委員会と連携し適宜研修・指導を行い、率先して活動に努めます。

(5) 機能訓練業務について

- ① 日常生活すべてが、リハビリテーションの場であるという認識に基づき、ご利用者様の個別機能訓練計画を作成します。現在、保持している機能を活用し、機能状態に合ったプログラムを各専門職と連携し実施します。
- ② ご利用者様一人ひとりの状態を評価し、個々に適した福祉用具の選定及び介助方法の指導・助言を行います。
- ③ 長期臥床などによる廃用的な機能低下の防止に努めます。また、筋緊張亢進・関節可動域制限・座位不良・立位困難・歩行不安定などの機能低下に対し、早期取り組みにより機能回復につなげます。

(6) 栄養管理・調理業務について

- ① 栄養ケアマネジメントに基づく栄養管理の充実を図り、栄養ケア計画書の作成

と管理に努めます。

- ② 摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるご利用者様に対し、摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を各専門職と協働し作成します。
- ③ 施設の栄養所要量に基づく献立により、健康の維持を図ります。
- ④ 嗜好調査、残菜調査を実施し、喫食状況の把握や、ご利用者様のニーズを収集し、できる限り個々に対応していけるよう努めるとともに、季節感のある行事食及びご利用者様に楽しんでいただける食事を提供します。
- ⑤ 味や食材の形態の統一と徹底を行い、調理方法や盛り付け等の工夫に努めます。
- ⑥ 衛生マニュアルに従った業務に努め、感染症の侵入を防ぎ、安全な食事をご利用者様に提供します。

(7) 相談援助業務について

- ① ご利用者様一人一人がその人らしい生活ができるように、それぞれの思いや意向を聞きだし、不安や悩みをできる限り解決できるように努めます。
- ② ご利用者様の情報（生活歴、介護、機能訓練、栄養、医療等）について関係部署と調整を図り、協働で様々な視点からご利用者様の思いが生活に反映できるよう支援します。
- ③ ご利用者様・ご家族様と施設との間に入り、ご家族様との関係を築き、様々な場面で施設とご利用者様の橋渡し役となり、ご利用者様・ご家族様に安心してもらえるよう努めます。

(8) 介護支援業務について

- ① ご利用者様一人ひとりがその人らしく、社会性を持続した生活を送っていただくために必要な支援について、ご本人・ご家族様、各専門職が一体となって施設サービス計画書を作成します。
- ② 施設サービス計画書に沿ったケアの提供、モニタリングの充実を図り、その後のケア提供の課題の抽出につなげます。
- ③ 施設サービス計画の適正時期の更新・定期的なケアカンファレンスの実施に努めます。
- ④ ご家族様、ご利用者様が望む終末期の意向をお聞きするとともに、最後までその人らしく過ごしていただけるよう、施設全体で情報の共有・連携と協働を図り、住み慣れた環境で穏やかに安楽に過ごして頂けるよう援助します。

(9) 会議・委員会について

ご利用者様へのサービス内容の改善及び職員組織の活性化と資質の向上を図るために次の諸会議、委員会を実施します。

- ① 代表者会議（月1回）
- ② 職員会（月1回）
- ③ 介護リーダー会（月1回）
- ④ 各フロアチーム会（月1回）
- ⑤ 厨房チーム会（月1回）
- ⑥ 看護チーム会（月1回）
- ⑦ 経口維持担当者会（月1回）

- ⑧ QOL向上委員会（月1回）
食事・排泄・入浴・口腔ケア・褥瘡ケア・認知症ケア・アクティビティ
- ⑨ 事故対策委員会(月1回)
- ⑩ 身体拘束・虐待対策委員会(月1回)
- ⑪ 衛生管理委員会(月1回)
- ⑫ 入所選考委員会（月1回）
- ⑬ 感染症対策委員会(月1回)
- ⑭ 医療行為安全管理委員会(年4回)
- ⑮ 広報委員会(年3回)
- ⑯ 看取りケア委員会(随時開催)
- ⑰ 業務改善委員会（随時開催）
- ⑱ 苦情解決委員会(随時開催)

3 主な実施事業

(1) 施設整備事業

従来型棟壁紙の張替他 6, 573千円

(2) 事業活動

① いきいき菜園活動

ご利用者様及びご家族様と一緒に野菜等の苗植えを行い、草取りや水やり、収穫時期には収穫を行い、共に喜びを共有し、生活の質の維持・向上を図ります。

② スペシャルデー

ご利用者様の希望をもとに、思い出の場所や馴染みの場所への外出等、地域とのつながりを大切にした行事を個別に計画し、実施します。

③ 家族会（運営報告・意見・要望）

提供するサービスに対する客観性の確保及びご家族様との信頼関係の構築を目的とし年2回開催します。

④ コスモスプロジェクト

地域の方が散歩等される施設周辺にコスモスの種をまき、地域の方に楽しんでいただく。また、咲いた花で作品を制作し、近隣地域（福守町・小鴨地区）の文化祭に出展・参加し、交流を図ります。

⑤ オンライン面会

新型コロナウイルス感染予防対策として直接のご面会を制限する場合には、タブレット端末を活用したオンラインでのご面会を提供し、ご利用者様がご家族様や知人と会う楽しみを維持します。

4 安全管理・衛生管理

(1) 事故対策委員会を中心にリスクマネジメントの活動強化を図り、リスクに関するデータ収集（アクシデント・ヒヤリハット）と、そのデータ解析を通じた事故防止策を徹底し、安全で住みよい生活の提供に努めます。

(2) ご利用者様が安心して生活できるよう、設備・備品等の安全管理を行い、物品等の整理整頓及び福祉用具等の十分なメンテナンス等環境整備に努めます。

- (3) 看護師及び感染症対策委員会を中心に感染症予防のため衛生管理と衛生教育の徹底を図ります。万が一発症した場合には、関係機関との連携を取り施設内感染の蔓延を最小限に抑えます。
- (4) 衛生管理委員会を中心に職員のメンタルヘルス及び腰痛予防対策の実施、労働環境の改善及び労働災害防止の為にリスクアセスメントを実施等、職員の安全衛生管理に努めます。
- (5) 車両について使用前の日常点検などの安全管理を徹底するほか、運転の状況などを把握するため、運転日誌等の記録を行います。
- (6) 職員に対し、道路交通法等関係法令を遵守し交通安全に努めるように、研修などを通じて安全教育を実施します。
- (7) 新型コロナウイルス感染症については、手洗い、マスクの着用、手指のアルコール消毒を徹底し、三密を防ぎ、1時間に2回以上の換気を行うなど、常に感染予防に努め、感染拡大防止に十分に配慮します。

5 防火・防災・救助体制

防災計画及び防災対応マニュアルにより、災害の予防及び人命の安全、被害の軽減を図ります。

- (1) 消防用設備（スプリンクラー設備、自動火災報知設備、防火扉等）の定期的な点検を実施し、万一の災害時に被害を最小限にとどめます。
- (2) 安全・快適な環境を提供するため、災害時の対応について職場内研修を定期的に行います。
 - ① 日中想定火災訓練 年1回
 - ② 夜間想定火災訓練 年1回
 - ③ 水害想定訓練 年1回
- (3) 非常用食品（普通食50人分・ミキサー食30人分）を3日分保管し災害時に備えます。
- (4) 地震、風水害等の災害が発生した場合に、避難所での生活の継続が困難な高齢者（要援護高齢者）を、施設内で受入れを行います。

6 職員の資質の向上と研修

- (1) 外部研修への参加
知識・技能習得の研修をはじめ、感性や価値観のレベルアップを目標とした外部研修の参加を積極的に行います。
- (2) 法人内研修への参加
関係職員を法人内研修に積極的に参加させ、定期的に伝達講習会を開催します。
- (3) 施設内のOJT・職場研修の実施
全職員及び新人職員の資質向上を目指し、OJTを行う体制の整備を強化する他、各委員会及び各専門職による年間計画に基づいた施設内研修会を開催します。
- (4) 職員の資格取得のための取組み
法人が定めた「国家資格等取得者に対する助成要領」による資格取得に対する

助成制度を活用し、職員の資格取得意欲の増進とキャリアアップを促します。

(5) 接遇マナーの向上

委員会を中心に職員一人ひとりが仕事を進める上で必要な接遇マナー及びコミュニケーション能力の向上を図り、ご利用者様の安心と満足度の向上を目指します。

(6) メンター制度の導入

新入職員の定着と自律、中堅職員の成長、組織の発展と成長を図るためメンター制度を導入します。

7 各種団体との連携と地域交流

地域社会との共生を図り、地域福祉への貢献を目指します。

(1) 地域住民や各種団体、保育園、学校等との交流を積極的に行い、地域に開かれた施設作りを推進して行きます。

(2) 施設の専門機能を地域へ還元することを目的に各専門職の地域派遣や実習生等の受入を積極的に行います。

(3) 広報誌「ロイヤルだより」の発行・配布

発行回数：3回／年

配布先：倉吉市役所、明倫・小鴨地域包括支援センター、小鴨地区公民館
福守町自治会等

(4) 地域交流行事の開催

7月 ロイヤル夏祭り

8月 開設記念日・福祉の里まつり

9月 敬老祝賀会

11月 福祉の里文化祭

8 年間行事等

別紙のとおり